

松前町地域公共交通活性化協議会規約

(名称)

第1条 本会は、松前町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、松前町役場内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うことにより、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、もって地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資することを目的とする。

(1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項に規定する地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な事項

(2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関すること。

(2) 地域公共交通計画の実施に関すること。

(3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関すること。

(4) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。

(5) 前4号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと。

(構成員)

第5条 協議会は、別表の団体及び機関（以下「会員」という。）をもって構成する。

(協議会の会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会員の代表者及び利用者を代表する者をもって構成する。

2 前項の利用者を代表する者は、地域公共交通（法第2条第1号に規定する「地域公共交通」をいう。）の利用者のうちから、会長が委嘱する。

3 会議は、協議会の運営について議決するほか、第4条に規定する協議を行う。

4 会議は、会長が招集し、議長となる。

5 協議会は、会議の構成員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 会議の議決は、出席した会議の構成員の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

8 会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合は、出席した会議の構成員の過半数の同意を得て会議を公開しないことができる。

9 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

(役員を設置)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

2 会長は、松前町長をもって充てる。

3 副会長は、会員の代表者のうちから、会長が指名する。

4 監事は、松前町会計管理者及び会員の代表者のうちから会長が指名した者をもって充てる。

5 会長及び副会長と監事とは、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 任期満了によって退任した役員は、後任の役員が就任するまでは、なおその職務を行う。

(報酬)

第10条 会議の構成員のうち利用者を代表する者に対しては、日額報酬7,400円を支払うものとする。

(分科会)

第11条 協議会は、第4条に規定する事業について、専門的な調査、検討又は協議を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。ただし同条第3号に掲げる事業のうち、道路運送法第9条第4項に基づく協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方について(令和7年6月30日付け国土交通省物流・自動車局旅客課長事務連絡)の2. 軽微な事案の例に掲げる場合等については、分科会を開催することを要しない。

(事務局)

第12条 協議会の事務局を、松前町の公共交通担当課に置く。

2 事務局に職員を置く。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第14条 協議会の経費は、松前町が負担するほか、国の補助金その他の収入をもって充てる。

(予算)

第15条 会長は、毎会計年度開始前に予算を調製し、会議の議決を得なければならない。

(決算)

第16条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく協議会の決算を調製し、監事の監査を経て、会議の承認を得なければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の会計その他の財務に関し必要な事項は、会議の議決を経て会長が定める。

(残余財産の処理)

第18条 協議会が解散した場合には、残余財産は、松前町に寄附するものとする。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会議を経て会長が定める。

附 則

この規約は、令和7年10月1日から施行する。

別表（第5条関係）

松前町
株式会社伊予鉄グループ
伊予鉄労働組合
四国旅客鉄道株式会社
一般社団法人愛媛県バス協会
一般社団法人愛媛県ハイヤー・タクシー協会
有限会社松前交通タクシー
国土交通省松山河川国道事務所
愛媛県中予地方局建設部
松前町産業建設部
伊予警察署
国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局
愛媛県中予地方局地域産業振興部
エミフルMASAKI